令和9年1月からの

源泉徴収事務

Q&A



●「基礎控除」と「給与所得控除」が見直されました!

●「扶養控除等申告書」を確認する際の注意点とは?

●「源泉徴収税額表」が変わります!

●「防衛特別所得税」の徴収と納付が必要です!

はしがき

令和８年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除及び給与所得控除を引き上げる仕組みが創設され、基礎控除の本則部分及び給与所得控除の最低保障額については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近２年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整することとされました。基礎控除と給与所得控除の見直しにより、令和８年分の所得税においては課税最低限（給与収入ベース）が178万円に引き上げられています。また、令和８年度税制改正では、同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件も引き上げられました。

これらの改正は、いずれも令和８年分以後の所得税に適用されますが、改正後の法令の施行日が令和８年12月１日であることから、令和８年分の所得税については、月々の源泉徴収のタイミングではなく、令和８年12月１日以後に実施する年末調整で改正を適用することとなりました。よって、改正が月々の源泉徴収事務に影響するのは、令和９年１月１日以後に支払う給与等からとなります。

源泉徴収するときに使う税額表も改正され、源泉徴収税額の計算に関わる「扶養親族等の数」に含める親族等の対象者も変わります。

月々の源泉徴収事務を正しく行うには、改正内容を理解し、令和９年分以後の源泉徴収事務について以前との変更点を把握することが必要です。

令和９年１月からの源泉徴収事務に本冊子をお役立ていただければ幸いです。

（※） 本冊子において「源泉徴収事務」という場合、給与所得に係る源泉徴収事務を指します。

目 次

Q1 令和９年分の源泉徴収事務に関係する令和８年度税制改正事項の要点 … 2

Q2 令和９年１月１日以後の源泉徴収事務の変更点 … 5

Q3 令和９年分の「扶養親族等の数」の算定における注意点 … 9

Q4 令和９年分の「扶養控除等申告書」を確認する際の注意点 … 12

コラム 非居住者である親族について扶養控除などを受ける場合の必要書類（令和９年分） … 15

Q5 源泉徴収で考慮されず年末調整で適用される控除の変更点 … 16

参考１ 「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）（令和９年分） … 18

参考２ 「給与所得の源泉徴収税額表」（日額表）（令和９年分） … 25

参考３ 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」（令和９年分） … 32

参考４ 月額表の甲欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算の特例について（令和９年分） … 34

参考５ 月額表の乙欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算について（令和９年分） … 37

コラム 通勤手当の非課税限度額の改正について … 40

（注） 本冊子の内容は、令和８年10月１日現在の法令等によります。

Q1 令和９年分の源泉徴収事務に関係する令和８年度税制改正事項の要点

令和８年度税制改正事項のうち、令和９年分の源泉徴収事務に関係するものについて要点を教えてください。

A 令和８年度税制改正事項のうち、令和９年１月１日以後の給与所得に係る源泉徴収事務（以下「源泉徴収事務」と略します。）に関係するものは次の３つです。

(1) **基礎控除の見直し**
(2) **給与所得控除の見直し**
(3) **同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の見直し**

いずれの改正も、令和８年分以後の所得税に適用されます。

ただし、令和８年分の所得税については、令和８年11月30日までの源泉徴収事務は改正前の制度に基づいて行われ、同年12月１日以後に実施する年末調整の際にこれらの改正が適用されます。

令和９年分の所得税については、令和９年１月１日以後の源泉徴収事務において改正が適用されます。

解 説

1 基礎控除の見直し

所得税の基礎控除額は、所得税法（本則）で定められる金額と、租税特別措置法による加算額の合計額です。

（１）本則部分の引上げ

合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額が58万円から62万円へ4万円引き上げられました。

（２）加算額の見直し

加算額は最大で42万円となり、加算額が42万円となる対象者が合計所得金額489万円以下の場合とされました。

■ 基礎控除額（所得税）

所得者本人の合計所得金額	基礎控除額	
	令和７年分	令和８年分・令和９年分
132万円以下	本則58万円＋加算額37万円＝95万円	本則62万円＋加算額(*)42万円＝104万円
132万円超　336万円以下	本則58万円＋加算額30万円＝88万円	
336万円超　489万円以下	本則58万円＋加算額10万円＝68万円	
489万円超　655万円以下	本則58万円＋加算額5万円＝63万円	本則62万円＋加算額(*)5万円＝67万円
655万円超　2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超　2,400万円以下	48万円	
2,400万円超　2,450万円以下	32万円	
2,450万円超　2,500万円以下	16万円	

（＊）　加算額は、居住者（国内に住所又は引き続いて１年以上の居所を有する人）にのみ適用があり、給与等からの源泉徴収ではなく年末調整で適用されます。

2　給与所得控除の見直し

令和８年分及び令和９年分は、給与所得控除の最低保障額も、所得税法（本則）で定められる金額と、租税特別措置法による加算額の合計額となりました。

（１）最低保障額（本則部分）の引上げ

給与所得控除の最低保障額が、65万円から69万円へ４万円引き上げられました。

（２）最低保障額の特例（加算額）の創設

令和８年分及び令和９年分の給与所得控除の最低保障額を５万円引き上げる特例が創設されました。この特例は、給与等からの源泉徴収ではなく年末調整で適用されます。

■ 給与所得控除額

給与等の収入金額（A）	令和７年分	令和８年分・令和９年分
190万円以下	65万円	本則69万円＋加算額5万円＝74万円
190万円超　220万円以下		
220万円超　360万円以下	（A）×30%＋8万円	
360万円超　660万円以下	（A）×20%＋ 44万円	
660万円超　850万円以下	（A）×10%＋110万円	
850万円超	195万円（上限）	

3 同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の見直し

基礎控除や給与所得控除の見直しに伴い、同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額等の金額要件が改正されました。

■同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額等の金額要件

	令和７年分	令和８年分以後
同一生計配偶者、扶養親族	合計所得金額 58万円以下	合計所得金額 62万円以下
ひとり親控除の生計を一にする子	総所得金額等の合計額 58万円以下	総所得金額等の合計額 62万円以下
特定親族	合計所得金額 58万円超123万円以下	合計所得金額 62万円超123万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	合計所得金額 58万円超133万円以下	合計所得金額 62万円超133万円以下
勤労学生控除の勤労学生	合計所得金額 85万円以下	合計所得金額 89万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額65万円	必要経費に算入する金額の最低保障額69万円

4 1 ～ 3 の改正の適用関係

令和８年分の所得税については、令和８年11月30日までの源泉徴収事務は改正前の制度に基づいて行われ、令和８年12月１日以後の年末調整の際にこれらの改正が適用されます。

令和９年分の所得税については、令和９年１月１日以後の源泉徴収事務においてこれらの改正が適用されます。具体的には、令和９年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます。）に記載する対象者と源泉徴収税額の計算方法（税額表など）が変わります。

（＊） 基礎控除の引上げが給与等からの源泉徴収において適用になるのは、合計所得金額2,350万円以下の所得者に対する一律58万円から62万円への４万円引上げ分だけで、これを超える基礎控除額の加算額（42万円・５万円）部分の控除については、令和9年分の年末調整で適用されます（３ページ「基礎控除額（所得税）」の表の下の（＊）参照）。給与所得控除の最低保障額の引上げのうち特例部分の５万円についても同じで、給与等からの源泉徴収ではなく令和９年分の年末調整で適用されます。（☞ Q5）。

Q2 令和９年１月１日以後の源泉徴収事務の変更点

令和９年１月１日以後、源泉徴収事務がどのように変わるのか教えてください。

A 令和９年１月１日以後、源泉徴収事務において令和８年分と変わるのは次の３点です。

(1) 「扶養控除等申告書」に記載する対象者の変更
(2) 「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の改正
(3) 防衛特別所得税の徴収と納付

解 説

1 「扶養控除等申告書」に記載する対象者の変更

Q1 で取り上げた令和８年度税制改正事項は、令和８年分の所得税については、令和８年12月１日以後に実施する年末調整で適用することとされていたため、令和８年11月30日までの源泉徴収事務で使用していた「令和８年分 扶養控除等申告書」と「令和９年分 扶養控除等申告書」では、記載する対象者が変わるケースがあります。

（１）源泉控除対象配偶者欄（A欄）

源泉控除対象配偶者とは、次の①及び②に該当する配偶者をいいます。

源泉控除対象配偶者 →
① 所得者本人（合計所得金額900万円以下の人）と生計を一にする配偶者(＊1)
② 合計所得金額95万円以下の配偶者

（＊１） 青色事業専従者・白色事業専従者を除きます。

源泉控除対象配偶者に該当する配偶者の所得は、合計所得金額ベースでは令和８年分と令和９年分はいずれも95万円以下ですが、給与所得控除の見直し（→ Q1 2 ）により、給与所得のみの配偶者の場合には、給与収入ベースでみると令和８年分の源泉徴収事務(＊2)では160万円以下、令和９年分の源泉徴収事務では169万円以下となります。

（＊２） 令和８年度税制改正適用前の令和８年11月30日までの源泉徴収事務をいいます（以下、同じです。）。

（２）源泉控除対象親族欄（B欄）

特定親族特別控除（☞ 用語解説 ）の創設に伴い、令和８年分以後の「扶養控除等申告書」のB欄は、控除対象扶養親族欄から源泉控除対象親族欄に変更されています。

源泉控除対象親族とは、次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

源泉控除対象親族 →
① 控除対象扶養親族（☞ 用語解説 ）
② 特定親族（☞ 用語解説 ）のうち、合計所得金額100万円以下の人

①控除対象扶養親族に該当する親族等の合計所得金額は、同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の見直し（→Q1 3）により、令和８年分の源泉徴収事務では58万円以下、令和９年分の源泉徴収事務では62万円以下となります。また、②特定親族のうち、合計所得金額100万円以下の人は、給与所得控除の見直し（→Q1 2）により、給与所得のみの親族等の場合には、給与収入ベースでみると令和８年分の源泉徴収事務では165万円以下、令和９年分の源泉徴収事務では174万円以下となります。

（３）障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生欄（C欄）

給与所得控除の見直し（→Q1 2）により、給与所得のみの所得者本人又は親族等の場合には、給与収入ベースでみると令和８年分の源泉徴収事務と令和９年分の源泉徴収事務では、次のように記載する対象者が変わります。

	令和８年分の源泉徴収事務	令和９年分の源泉徴収事務
障害者 （同一生計配偶者、扶養親族）	給与収入123万円以下	給与収入136万円以下
ひとり親控除の 生計を一にする子	給与収入123万円以下	給与収入136万円以下
勤労学生控除の勤労学生	給与収入150万円以下	給与収入163万円以下

令和９年分の「扶養控除等申告書」を確認する際の注意点は、Q4 で解説します。

用語解説 控除対象扶養親族とは？

控除対象扶養親族とは、所得者本人と生計を一にする親族等（＊1）で、合計所得金額が62万円以下の人（＝扶養親族）のうち、次のいずれかに該当する人をいいます。

扶養親族が居住者の場合	年齢16歳以上の人（＊2）
扶養親族が非居住者（居住者以外の人）の場合	①年齢16歳以上30歳未満の人又は70歳以上の人（＊2） ②年齢30歳以上70歳未満の人（＊2）のうち以下に該当する人 ・留学により非居住者となった人 ・障害者（障害者控除の適用対象となる障害者） ・その年において生活費又は教育費に充てるための支払を所得者本人から38万円以上受けている人

（＊１） 里子・養護委託老人を含み、配偶者・青色事業専従者・白色事業専従者を除きます。
（＊２） 年齢は、その年の12月31日（死亡した場合はその死亡の時）の現況で判定します。

用語解説 特定親族特別控除・特定親族とは？

大学生年代の子等について、控除対象扶養親族としての所得要件を超えた場合にも、一定の所得控除を受けられる仕組みが、令和７年分の所得税から導入されました。この新たな控除を特定親族特別控除といいます。特定親族特別控除の対象者及び控除額は、次のとおりです。

対象者	特定親族	所得者本人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（＊）で、合計所得金額が62万円超123万円以下の人 （＊） 里子を含み、配偶者・青色事業専従者・白色事業専従者を除きます。

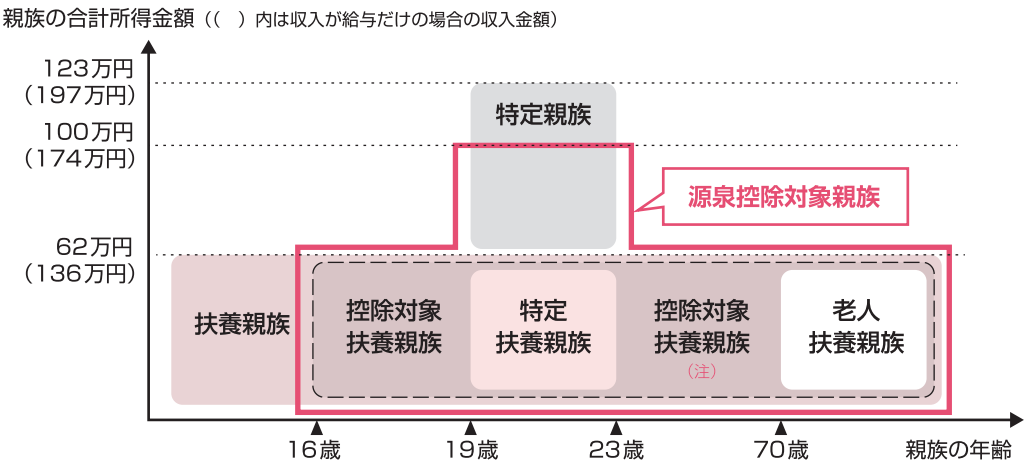
■特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
62万円超　85万円以下	63万円
85万円超　90万円以下	61万円
90万円超　95万円以下	51万円
95万円超　100万円以下	41万円
100万円超　105万円以下	31万円
105万円超　110万円以下	21万円
110万円超　115万円以下	11万円
115万円超　120万円以下	6万円
120万円超　123万円以下	3万円

← 扶養控除（特定扶養親族）と同額

← 控除額が段階的に減少

【参考：源泉控除対象親族の範囲】



（注）　年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③所得者本人からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

（「令和８年分年末調整のしかた」（国税庁）を基に作成）

2　源泉徴収税額表の改正

Q1 で解説した各種の改正に伴い、「源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。

令和９年１月１日以後に支払う給与等については、令和９年分の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」と「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して源泉徴収税額を求めます。

「給与所得の源泉徴収税額表（令和９年分）（月額表、日額表）」　➡ 18・25 ページ

「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和９年分）」　➡ 32 ページ

用語解説 源泉徴収税額表の甲欄と乙欄

給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）には甲欄と乙欄があります。その使い分けは、次のとおりです。

- 勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している人　⇒ 甲欄を使って源泉徴収税額を算出
- 勤務先に「扶養控除等申告書」を提出していない人 ⇒ 乙欄を使って源泉徴収税額を算出

複数の勤務先から給与等の支払を受けている人の場合、「扶養控除等申告書」はそのうちの１か所にしか提出することはできません。したがって、「扶養控除等申告書」の提出を受けた勤務先では甲欄を使って源泉徴収税額を算出し、その他の勤務先では乙欄を使って源泉徴収税額を算出することになります（＊）

（＊） 複数の勤務先から給与等の支払を受けている人から「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けている場合も、乙欄を使います。

「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）（抜粋）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
341,000	344,000	10,660	7,860	6,250	4,630	3,010	1,400	0	0	66,700
344,000	347,000	10,900	7,980	6,370	4,750	3,130	1,520	0	0	67,700
347,000	350,000	11,150	8,110	6,490	4,870	3,260	1,640	0	0	68,700
350,000	353,000	11,390	8,230	6,620	4,990	3,380	1,770	140	0	69,700
353,000	356,000	11,640	8,400	6,740	5,120	3,500	1,890	270	0	70,800

3 防衛特別所得税の徴収と納付

令和８年度税制改正により、防衛特別所得税が創設されました。防衛特別所得税は、所得税の額に1%を乗じて計算した金額です。一方、復興特別所得税の税率が１.１%（改正前：２.１%）に引き下げられ、その課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。これらの改正は、令和９年１月１日以後の所得税について適用されます。

なお、改正前と改正後では、合計税率でみると2.1%（改正前：復興特別所得税２.１%、改正後：防衛特別所得税１%+復興特別所得税１.１%＝2.1%）で、変わりはありません。

令和９年分以後の給与等の源泉徴収事務においては、防衛特別所得税及び復興特別所得税が含まれている「給与所得の源泉徴収税額表（令和９年分）（月額表、日額表）」（→18・25ページ）及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和９年分）」（→32ページ）に基づき、所得税を徴収する際に防衛特別所得税と復興特別所得税を併せて徴収し、所得税とともに国に納付します。

Q3 令和９年分の「扶養親族等の数」の算定における注意点

令和９年分の源泉徴収事務における「扶養親族等の数」の算定方法について、令和８年分との違いを踏まえ注意点を教えてください。

A 源泉徴収事務における「扶養親族等の数」は、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の人数を基に算定します。

なお、給与所得控除の最低保障額の引上げ（☞ Q1 2）と、同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の見直し（☞ Q1 3）により、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の所得要件が令和８年分の源泉徴収事務とは変わっていることに注意が必要です。

解 説

1 「扶養親族等の数」の算定方法（基本と加算）

① 基本となる人数

令和９年分の源泉徴収事務における「扶養親族等の数」の基本となる人数は、源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の合計人数です。

② 加算する人数

「扶養控除等申告書」に、所得者本人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合や、所得者本人が有する同一生計配偶者又は扶養親族（控除対象扶養親族にならない年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる旨の記載がある場合には、これらの１つに該当するごとに、扶養親族等の数に１人を加算します。

		加算する人数
例①	所得者本人が寡婦及び障害者に該当	２人
例②	扶養親族の１人が障害者に該当	１人
例③	扶養親族の１人が同居特別障害者に該当	２人（＊）

（＊） 同居特別障害者は、障害者にも該当するので、「２人」となります。

2 令和９年分の源泉徴収事務における源泉控除対象配偶者などの所得要件

令和８年分の源泉徴収事務と令和９年分の源泉徴収事務を比較すると、源泉控除対象配偶者となる配偶者及び源泉控除対象親族となる親族の所得要件は次のように変わっています。

	令和８年分の源泉徴収事務	令和９年分の源泉徴収事務
源泉控除対象配偶者	合計所得金額95万円以下 （給与収入160万円以下）	合計所得金額95万円以下 （給与収入**169万円**以下）
源泉控除対象親族	合計所得金額100万円以下 （給与収入165万円以下）	合計所得金額100万円以下 （給与収入**174万円**以下）

（＊）（　）内の金額は、所得が給与所得のみの場合の給与収入の金額です（以下、同じです。）。

また、①同一生計配偶者 ②扶養親族 ③勤労学生控除の勤労学生 ④ひとり親控除の生計を一にする子の所得要件も、次のとおり変わっています。

区　分	令和８年分の源泉徴収事務	令和９年分の源泉徴収事務
①同一生計配偶者 ②扶養親族	合計所得金額58万円以下 （給与収入123万円以下）	合計所得金額**62万円**以下 （給与収入**136万円**以下）
③勤労学生控除の 勤労学生	合計所得金額85万円以下 （給与収入150万円以下）	合計所得金額**89万円**以下 （給与収入**163万円**以下）
④ひとり親控除の 生計を一にする子	総所得金額等の合計額 58万円以下 （給与収入123万円以下）	総所得金額等の合計額 **62万円**以下 （給与収入**136万円**以下）

